

一般社団法人熊本県社会福祉士会 役員等選任規則

規則 第5号

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人熊本県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第25条第4項に基づき、役員選任に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事の設置及び定数)

第3条 理事を次のとおり置く。

- (1) 理事 15名以内

(監事の設置及び定数)

第4条 監事を次のとおり置く。

- (1) 監事 3名以内

(候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事 立候補制とする。
- (2) 監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(理事の立候補)

第6条 理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第5条第1項に規定する正会員であること。
 - (2) 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
 - (3) 立候補の受付は、事務局に持参または郵送によるものとし、郵送の場合は、締切日の消印があるものまで有効とする。
 - (4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。
- 2 立候補者は、立候補にあたり正会員3人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。
- (1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
 - (2) 推薦者が推薦できる立候補者は1人とする。
 - (3) 推薦者は、立候補できない。

(選挙管理委員会)

第7条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員定数は5人以内とする。
- 3 選挙管理委員会は、理事選任のための公示を立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。
- 4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、理事会による理事及び監事候補者の選出を受けて、立候補者名簿を整え、総会に提出する。

(選挙管理委員)

第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、応募者が定数を上回るときは抽選により選出され、会長が委嘱する。

- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。

- 3 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。
- 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

第9条 役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(役員選任方法)

第10条 総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事 候補者に対し、個々に出席者(委任状による出席者も含む)による信任決議を行い、過半数をもって決する。
- (2) 監事 候補者に対し、個々に出席者(委任状による出席者も含む)による信任決議を行い、過半数をもって決する。
- 2 理事又は監事の候補者の合計数が、定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 3 本条第1項の信任決議等の細目については、理事会において別に定める。

(欠員)

第11条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2022年3月17日改正 2022年3月26日より施行する。